一　適用年度（設立の日を含む最も古い連結事業年度等（法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する最も古い連結事業年度等をいう。以下この条において同じ。）を除く。）において行われた合併に係る合併法人（第三号に掲げる合併法人に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）　当該合併法人の同項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（当該基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合には、最も古い連結事業年度等。以下この号において「調整対象基準年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象基準年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二　法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（当該基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合には、最も古い連結事業年度等。以下この号において「調整対象基準年度」という。）開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の当該調整対象基準年度については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象基準年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額

三　当該合併により設立した合併法人（その設立の日が平成二十五年四月一日以後であるものに限る。）　当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準被合併法人」という。）の連結事業年度（当該基準被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）を当該合併法人の連結事業年度とみなした場合における法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（以下この号において「調整対象基準年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象基準年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の調整対象基準年度に対応する基準被合併法人の当該連結事業年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人以外のものの月別給与等支給額を合計した金額

4　前項に規定する月別給与等支給額とは、その合併に係る被合併法人の各連結事業年度（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「連結事業年度等」という。）の給与等支給額をそれぞれ当該連結事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各連結事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

5　法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ若しくはロ又は第三号に掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度における当該連結親法人又はその連結子法人の基準雇用者給与等支給額の計算については、当該連結親法人又はその連結子法人の次の各号に規定する調整対象基準年度に係る給与等支給額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　分割法人等　当該分割法人等のイ及びロに規定する調整対象基準年度ごとに当該分割法人等の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額から次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ　適用年度（設立の日を含む最も古い連結事業年度等を除く。）において行われた分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配にあつては残余財産の全部の分配を除く。以下この号において同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（当該基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合には、最も古い連結事業年度等。イにおいて「調整対象基準年度」という。）については、当該分割法人等の当該調整対象基準年度に係る移転給与等支給額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（当該基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合には、最も古い連結事業年度等。ロにおいて「調整対象基準年度」という。）開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の当該調整対象基準年度については、当該分割法人等の当該調整対象基準年度に係る移転給与等支給額

二　分割承継法人等（次号に掲げる法人に該当するものを除く。以下この号において同じ。）　当該分割承継法人等のイ及びロに規定する調整対象基準年度ごとに当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額と次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額

イ　適用年度（設立の日を含む最も古い連結事業年度等を除く。）において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（当該基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合には、最も古い連結事業年度等。イにおいて「調整対象基準年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額に当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（当該基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合には、最も古い連結事業年度等。ロにおいて「調整対象基準年度」という。）開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該調整対象基準年度開始の日の前日から当該適用年度の前連結事業年度（当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度をいい、当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とする。）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度については、当該分割承継法人等の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額

三　分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人（その設立の日が平成二十五年四月一日以後であるものに限る。）　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の連結事業年度開始の日である場合（当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の事業年度開始の日である場合を含む。）にあつては当該分割又は現物出資の日の前日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）とする。）までの各連結事業年度（当該基準分割法人等の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度までの事業年度が連結